



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|      |  |                |   |
|------|--|----------------|---|
| 1202 | 指定障害児通所支援事業者の廃止                        | (障害福祉課).....   | 1 |
| 1203 | 県営中山間総合整備事業の工事の完了                      | (農業農村整備課)..... | 1 |
| 1204 | 学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (水産振興課).....   | 2 |
| 1205 | 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間          | (資源管理課).....   | 3 |
| 1206 | 道路の区域変更                                | (道路保全課).....   | 4 |
| 1207 | 道路の供用開始                                | ( " ).....     | 4 |
| 1208 | 道路の区域変更                                | ( " ).....     | 4 |
| 1209 | 道路の供用開始                                | ( " ).....     | 5 |
| 1210 | 道路の区域変更                                | ( " ).....     | 5 |
| 1211 | 道路の供用開始                                | ( " ).....     | 5 |

### ○ 公告

|      |              |   |
|------|--------------|---|
| 入札公告 | (水産振興課)..... | 6 |
|------|--------------|---|

### ○ 正誤

|                         |       |   |
|-------------------------|-------|---|
| 平成26年9月9日付け和歌山県報号外諸報別冊中 | ..... | 8 |
|-------------------------|-------|---|

## 告 示

### 和歌山県告示第1202号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号      | 事業所の名称       | 事業所の所在地      | 障害児通所支援の種類 | 事業者の名称   | 事業者の主たる事務所の所在地  | 廃止年月日     |
|------------|--------------|--------------|------------|----------|-----------------|-----------|
| 3051800070 | 岩出障害児学童クラブ青空 | 岩出市新田広芝97-14 | 放課後等デイサービス | 社会福祉法人桃郷 | 紀の川市桃山町調月58番地の3 | 平成26.9.30 |

### 和歌山県告示第1203号

県営中山間総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営中山間総合整備事業 北山地区
- 2 確定年月日 平成20年7月1日
- 3 工事を完了した時期 平成26年3月28日

## 和歌山県告示第1204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度  
平成26年度
- (2) 調達案件名  
学校給食用和歌山県産冷凍魚
- (3) 調達物品の特質等  
仕様書による。
- (4) 納入期限  
仕様書による。
- (5) 納入場所  
仕様書による。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成26年9月26日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 魚介類（生鮮品又は加工品）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、魚介類（生鮮品又は加工品）の販売を営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 魚介類（生鮮品又は加工品）を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 業務概要調書
  - ウ 業務実績調書
  - エ 役員等に関する調書
  - オ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
  - カ 個人にあっては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票

- キ 印鑑証明書（発行後3か月を経過していないもの）
- ク 和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書
- ケ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- サ 使用印鑑届
- シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- ス 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し
- セ 2の（10）に掲げる許認可等を証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のアからエまで、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年9月26日（金）から同年10月2日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成26年10月1日（水）午後5時までに和歌山県農林水産部水産局水産振興課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年9月26日（金）から同年10月2日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局水産振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3007（直通）

ファクシミリ番号 073-431-2244

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成26年10月7日（火）までに郵送する。

#### 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) （1）の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に書面により求めるものとする。

(3) （2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、（2）の書面を受領した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(5) （2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第1205号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用

する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（餌びき網漁業を除く。）の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成26年10月1日から同月14日までと定めたので、同規則第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第1206号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出野上線

| 区 間                                     | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル       | 延長<br>メートル | 備 考 |
|---|------|---------------------|------------|-----|
| 海草郡紀美野町動木字下墓尾107番3地先から同町動木字下墓尾110番1地先まで | 新    | 23.71<br>）<br>36.83 | 24.62      |     |

**和歌山県告示第1207号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字下墓尾107番3地先から同町動木字下墓尾110番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月26日

**和歌山県告示第1208号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延長 | 備 考 |
|-----|------|---------------|----|-----|
|     |      |               |    |     |

|  |   | メートル              | メートル  |  |
|--|---|-------------------|-------|--|
| 西牟婁郡すさみ町佐本東栗垣内<br>字田中平174番1地先から同町佐<br>本東栗垣内字田中平171番1地先<br>まで | 旧 | 3.64<br>}<br>7.43 | 71.84 |  |
| 同上   | 新 | 7.76<br>}<br>9.80 | 71.84 |  |

## 和歌山県告示第1209号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町佐本東栗垣内字田中平174番1地先から同町佐本東栗垣内字田中平171番1地先まで

供用開始の期日 平成26年9月26日

## 和歌山県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

| 区 間  | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|--|------|----------------------|-------------|-----|
| 東牟婁郡串本町和深字井ノ谷10<br>34番地先から同町和深字井ノ谷<br>1035番2地先まで | 旧    | 4.35<br>}<br>7.15    | 18.81       |     |
| 同上   | 新    | 4.35<br>}<br>11.87   | 18.81       |     |

## 和歌山県告示第1211号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡串本町和深字井ノ谷1034番地先から同町和深字井ノ谷1035番2地先まで

供用開始の期日 平成26年9月26日

## 公 告

### 入札公告

平成26年度学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成26年9月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度  
平成26年度
- (2) 調達案件名  
学校給食用和歌山県産冷凍魚
- (3) 調達物品の名称  
学校給食用和歌山県産冷凍魚
- (4) 調達物品の特質等  
仕様書による。
- (5) 納入期限  
仕様書による。
- (6) 納入場所  
仕様書による。

#### 2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第1204号に規定する学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁東別館4階  
和歌山県農林水産部水産局水産振興課（以下「水産振興課」という。）
- (2) 期間  
平成26年9月26日（金）から同年10月2日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

#### 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) 入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、平成26年10月1日（水）午後5時までに水産振興課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁東別館3階 農林水産部会議室

## イ 入札日時

平成26年10月10日（金）午前10時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成26年10月9日（木）午後5時までに水産振興課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、競争入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、水産振興課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって

有効な申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない水産振興課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

水産振興課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3007（直通）

ファクシミリ番号 073-431-2244

---

正 誤

---

正 誤

平成26年9月9日付け和歌山県報号外諸報別冊「平成25年度財務諸表」目次及び5ページ中「利益の処分に関する書類（案）」は誤りにつき、「利益の処分に関する書類」に訂正する。